

## 福知山市公共工事の前金払等に関する取扱要領

令和 3 年 6 月 1 7 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号。以下「法律」という。）第 5 条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(前金払等の対象及び率等)

**第 2 条** 前条に規定する公共工事のうち、請負代金額が 1 件 3 0 0 万円以上で、当該公共工事の受注者に対し、当該請負代金額の 1 0 分の 4 以内の範囲内で前金払をすることができる。

2 前項の規定により前金払をした公共工事のうち、次の各号のいずれにも該当する当該工事の受注者に対し、同項の範囲内で既にした前金払に追加して当該請負代金額の 1 0 分の 2 以内の範囲内で前金払をすることができる。ただし、前金払額及び中間前金払額との合計額が請負代金額の 1 0 分の 6 を超えてはならないものとする。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の申請)

**第 3 条** 前項の規定による中間前金払を受けようとする受注者は、認定請求書（様式第 1 号）に福知山市工事請負契約約款（平成 1 1 年告示第 6 4 号。以下「工事約款」という。）第 1 1 条に基づく工事履行報告書を添えて、発注者に 1 部提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた場合には、工事履行報告書及び工程表により第 3 条に規定する要件を満たしていることを確認するものとする。
- 3 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提出を求め、詳細な調査を行うものとする。
- 4 発注者は、前 2 項の調査において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書（様式第 2 号）によって受注者に通知するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

**第 4 条** 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれかを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

- 2 受注者は中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。この場合には、工事約款第38条は適用しないものとする。
- 3 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、工事約款第35条は適用しないものとする。

(保証契約書の提出)

**第5条** 前金払等(第12条第2項を除く。以下同じ。)を請求する者は、法律第2条第4項に規定する保証事業会社と、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

- 2 前金払を請求する者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく、その保証契約証書を発注者に提出しなければならない。

(特別な契約事項)

**第6条** 前金払に係る公共工事の請負契約書には、前金払の旨並びに率又は額及び次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 前金払は、受注者が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。
- (2) 第8条の規定により前金払を追加払いし、又は返還させること。
- (3) 前金払を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

(前払金等の支払)

**第7条** 発注者は、適法な前金払等の請求書を受領したときは、請求を受けた日から14日以内に前払金等を支払うものとする。

(前払金の追加又は返還)

**第8条** 設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、受注者は、その増額後の請負代金額の10分の4(中間前金払が行われているものについては10分の6)から受領済みの前金払額を差し引いた額に相当する額以内の前金払を請求することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

- 2 設計図書の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済みの前金払額が減額後の請負代金額の10分の4(中間前金払が行われているものについては10分の6)を超えるときは、受注者は、その減額があった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、工事約款第38条又は第39条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

(保証契約の変更)

**第9条** 受注者は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前金払を請求する場合にはあらかじめ、第5条第1項の規定により締結した保証契約を変

更し、変更後の保証契約証書を発注者に提出しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、前条第2項の規定により請負代金額を減額した場合において、第5条第1項の規定により締結した保証契約を変更したときは、受注者は、遅滞なく、変更後の保証契約証書を発注者に提出しなければならない。

(前金払の使用等)

**第10条** 受注者は、前払金を工事の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項に規定する材料費等に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(前金払の返還及び遅延損害金)

**第11条** 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 前金払を受けた者と保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。
- (2) 前金払を受けた者と発注者との間の請負契約が解除されたとき。

- 2 発注者は、第8条第2項又は前条の規定により前払金を返還させようとするときは、公共工事前金払返還請求書(様式第3号)及び福知山市財務規則(昭和54年規則第1号)様式第22号の納付書を前払金を返還すべき者に交付しなければならない。

- 3 前払金を返還すべき者が、前項の請求書に指定した返還期限後に前払金を返納するときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の損害金をあわせて納付しなければならない。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特則)

**第12条** 継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払に関する第2条、第5条、第8条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「請負代金額」とあるのは「出来高予定額(当該会計年度における工事約款第38条第1項の請負代金相当額(以下この条において「請負代金相当額」という。))であって、前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と、第2条第2項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事实施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、第5条第1項中「工事完成期限」とあるのは「工事完成期限(最終の会計年度以外の会計年度においては、各会計年度末)」と読み替えるものとする。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の規定により読み替えられた第2条第1項の規定にかかわらず、契約を締結した会計年度における当該事業の予算の範囲内において、契約を締結した会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払を行うことができる。この場合において、前項の規定により読み替えられた第2条、第

- 5条第1項、第8条及び第9条の規定並びに次項及び第4項の規定は、適用しない。
- 3 発注者は、前会計年度末における出来高（工事約款第38条第1項の出来高をいう。以下同じ。）が前会計年度までの出来高の予定額（以下「出来高予定額」という。）に達しない場合は、第1項の規定により読み替えられた第2条の規定にかかわらず、出来高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行うことができない。
  - 4 前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、受注者は、出来高が当該出来高予定額に達するまで第5条第1項の規定により締結した保証契約の保証期限を延長しなければならない。この場合において、第9条第1項の規定を準用する。
  - 5 継続費又は債務負担行為に係る契約で、前払金を各会計年度の出来高予定額に対して支払うものについては、各会計年度における年割額に対応する出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。ただし、第2項に規定する、契約を締結した会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払を行った場合は、契約を締結した会計年度に限り、中間前金払をすることはできないものとする。
  - 6 発注者は、受注者が中間前金払を選択した場合においても、継続費又は債務負担行為に係る契約における各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができる。ただし、第2項に規定する、契約を締結した会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払を行った場合は、契約を締結した会計年度に限り、部分払をすることはできないものとする。
  - 7 継続費又は債務負担行為に係る契約を締結する場合は、特約事項（様式第4号）を工事約款に付加するものとする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この要領は、令和3年6月17日から施行し、同日以後の締結に係る請負契約から適用する。  
（福知山市公共工事中間前金払に関する事務取扱要領の廃止）
- 2 福知山市公共工事中間前金払に関する事務取扱要領（平成23年3月23日制定）は廃止する。  
（経過措置）
- 3 この要領施行前に、工事約款その他の規則等により支払われた前金払については、なお従前の例による。また、この要領の施行前に行われた福知山市公共工事中間前金払に関する事務取扱要領に基づく行為は、この要領により行われたものとみなす。



## 認 定 調 書

受注者名	
工事番号	
工事名	
工事場所	福知山市                      地内
工 期	自 ○○ 年 月 日 至 ○○ 年 月 日
契約金額	円
摘 要	
<p style="text-align: center;">上記の工事についてはその進捗状況を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。（認定しない。）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">○○ 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">発注者 <span style="float: right;">⑩</span></p>	

様

福知山市長



公共工事前払金返還請求書

次のとおり前払金額の返還を請求します。

返 還 請 求 額	
返 還 期 限	年 月 日
返還金納付方法	別添の納付書によります。
返還を請求する理由	
損 害 金	返還期限後に返還金を納付する場合は、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の損害金をあわせて納付してください。
返 還 請 求 額 算 出 の 内 訳	
請 負 金 額	
前金払承認額	
支払済前払金額	
返 還 請 求 額	
備 考	

## 様式第4号（第12条）

特約事項として、約款に次の条項を追加するものとする。

（継続費設定に係る契約の特則）

第58条 継続費設定に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

〇〇a年度 円

〇〇b年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

〇〇a年度 円

〇〇b年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（継続費設定に係る契約の前払金の特則）

第59条 継続費設定に係る契約の前払金については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第35条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

（継続費設定に係る契約の部分払の特則）

第60条 継続費設定に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{〇〇a年度部分払金の額} \leq \text{〇〇a年度請負代金相当額} \times 9 / 10 - \text{〇〇a年度前払金} \text{ (第58条に規定する〇〇a年年度出来高予定額の10分の4以内。 (第35条第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、〇〇a年度出来高予定額の10分の6) )}$$

（特則規定に係る読替え）

第61条 この特約第59条の規定を適用した場合は、第48条第3項の規定中「第35条」とあるのは「第35条（この特約第59条において準用する場合を含む。）」と、前条の規定を適用した場合は、第48条第3項の規定中「第38条」とあるのは「第38条及びこの特約第60条」とそれぞれ読替えるものとする。

## 【関係書類への記載例1】

## ■発注時特記事項（設計図書）

## 支払事務における特記事項

本工事は債務負担行為に係る事業のため、各年度の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。

## (1) 支払限度額

n年度	契約金額の0% ただし、n+1年度の出来高予定額に係る前払金（40%以内）を、n年度に請求することができる。
n+1年度	契約金額の100% ただし、n年度にn+1年度の前払金を支払った場合、その額を除く。

## (2) 出来高予定額

n年度	契約金額の0%
n+1年度	契約金額の100%

## ■契約時特約条項（契約書添付書類）

特約事項として、約款に次の条項を追加するものとする。

（継続費設定に係る契約の特則）

第58条 継続費設定に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和n年度 0円

令和n+1年度 200,000,000円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和n年度 0円

令和n+1年度 200,000,000円

3 (略)

（継続費設定に係る契約の前払金の特則）

第59条（第1～2項 略）

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分 (80,000,000円以内) を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 (略)

## 【関係書類への記載例2】

### ■発注時特記事項（設計図書）

#### 支払事務における特記事項

本工事は債務負担行為に係る事業のため、各年度の支払限度額及び出来高予定額は次のとおりとする。

#### (1) 支払限度額

n年度	契約金額の0.9%（千円未満切り捨て） ただし、n+1年度の出来高予定額に係る前払金（40%以内）を、n年度に請求することができる。
n+1年度	契約金額からn年度に支払った代金を差し引いた残額

#### (2) 出来高予定額

n年度	契約金額の1.0%
n+1年度	契約金額の99.0%

### ■契約時特約条項（契約書添付書類）

特約事項として、約款に次の条項を追加するものとする。

（継続費設定に係る契約の特則）

第58条 継続費設定に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和n年度 1,800,000円

令和n+1年度 198,200,000円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和n年度 2,000,000円

令和n+1年度 198,000,000円

3 (略)

（継続費設定に係る契約の前払金の特則）

第59条（第1～2項 略）

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第38条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分 (79,200,000円以内) を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 (略)